

社会保障審議会 介護保険部会(第62回)	参考資料 2 - 3
平成28年8月31日	

# ニーズに応じたサービス内容の見直し ( 安心して暮らすための環境の整備 )

(参考資料)

# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について

【根拠法：介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

要介護高齢者のための生活施設。  
入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。  
定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）と呼ばれる。

施設数：9,498施設 サービス受給者数：56.4万人（平成28年3月審査分）

介護給付費実態調査



平成26年度介護サービス事業所調査

設置主体  
地方公共団体  
社会福祉法人 等

人員配置基準  
医師：必要数  
介護・看護職員：3:1 等

設備基準  
居室定員：原則1人（参酌すべき基準）  
居室面積：1人当たり10.65㎡ 等

## 多床室

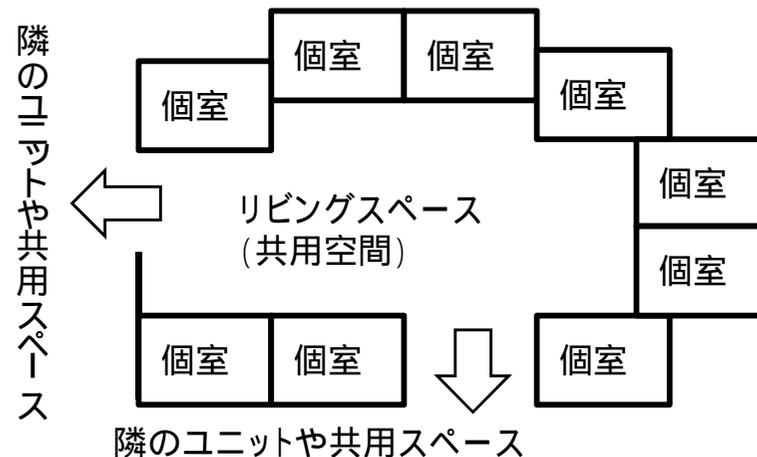
多床室（既設）の介護報酬：814単位（要介護5）  
看護・介護職員1人当たり利用者数：平均2.2人（平成26年）



## ユニット型個室

ユニット型個室の介護報酬：894単位（要介護5）  
看護・介護職員1人当たり利用者数：平均1.7人（平成26年）

入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重  
リビングスペースなど、在宅に近い居住空間  
なじみの人間関係（ユニットごとに職員を配置）



# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所申込者の状況（平成26年3月集計）

平成25年度において、

21年度の調査実施から4年が経過していること

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤の整備のあり方の検討に資するものとなること

から、特別養護老人ホームの入所申込者の状況について調査を実施。

前回調査（平成21年度）と今回調査（平成25年度）を比較すると、特別養護老人ホームの入所申込者数は、52.4万人で、前回調査よりも10.2万人の増加であり、そのうち、在宅で、かつ、要介護3～5の入所申込者は、約15.3万人で、前回調査よりも約3.1万人の増加であった。

## 特養の入所申込者の状況（平成25年度）

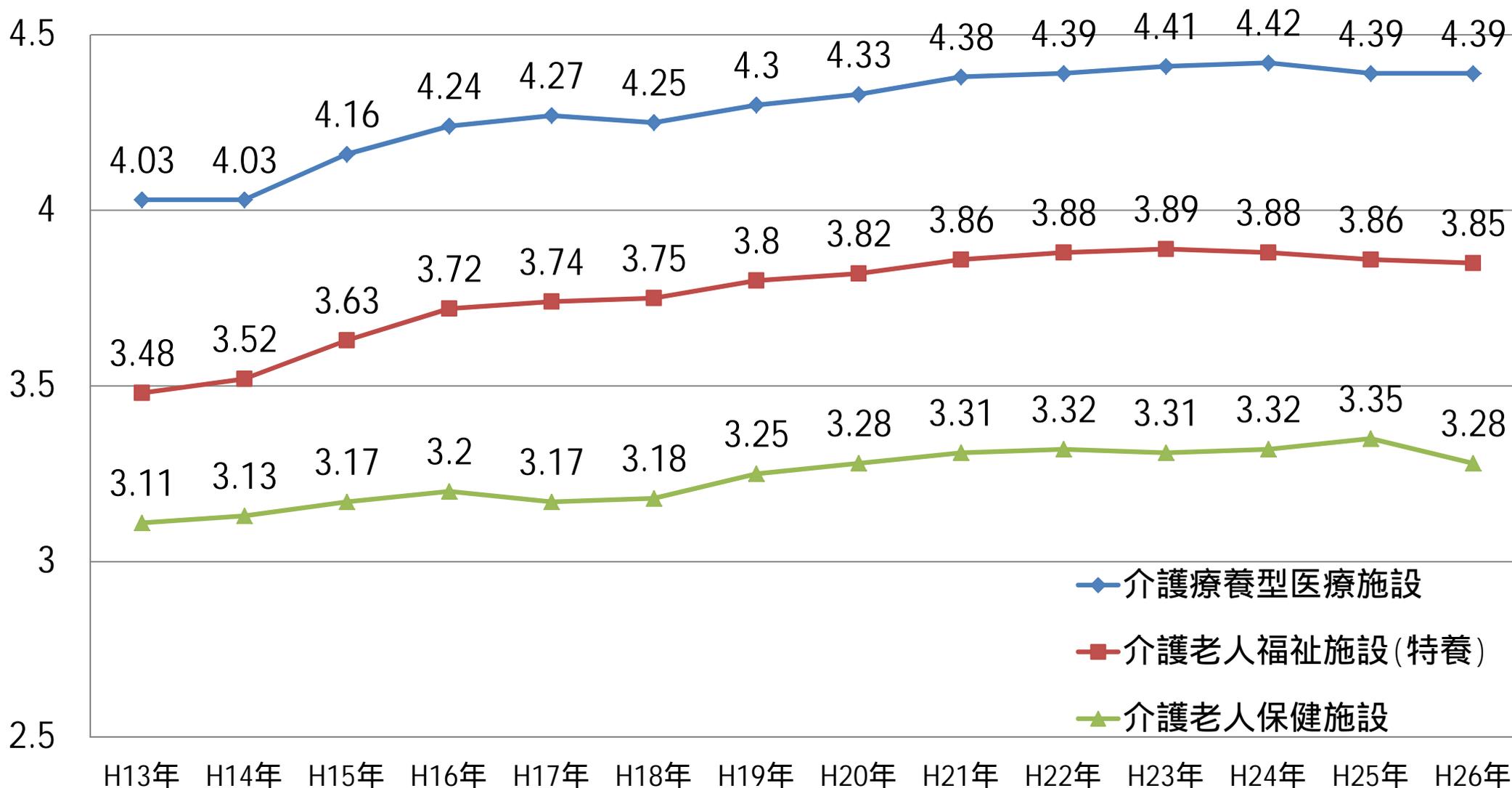
各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。

	要介護1～2	要介護3～5	計
全体	17.8 (34.1%)	34.5 (65.9%)	52.4 (100%)
うち在宅の方	10.7 (20.4%)	15.3 (29.2%)	26.0 (49.6%)
うち在宅でない方	7.1 (13.6%)	19.2 (36.7%)	26.4 (50.4%)

平成26年3月集計。調査時点は都道府県によって異なる。

# 介護保険3施設の平均要介護度

介護保険3施設の平均要介護度を見ると、介護保険制度創設時と比較し、要介護度の重度化が進んでいる。

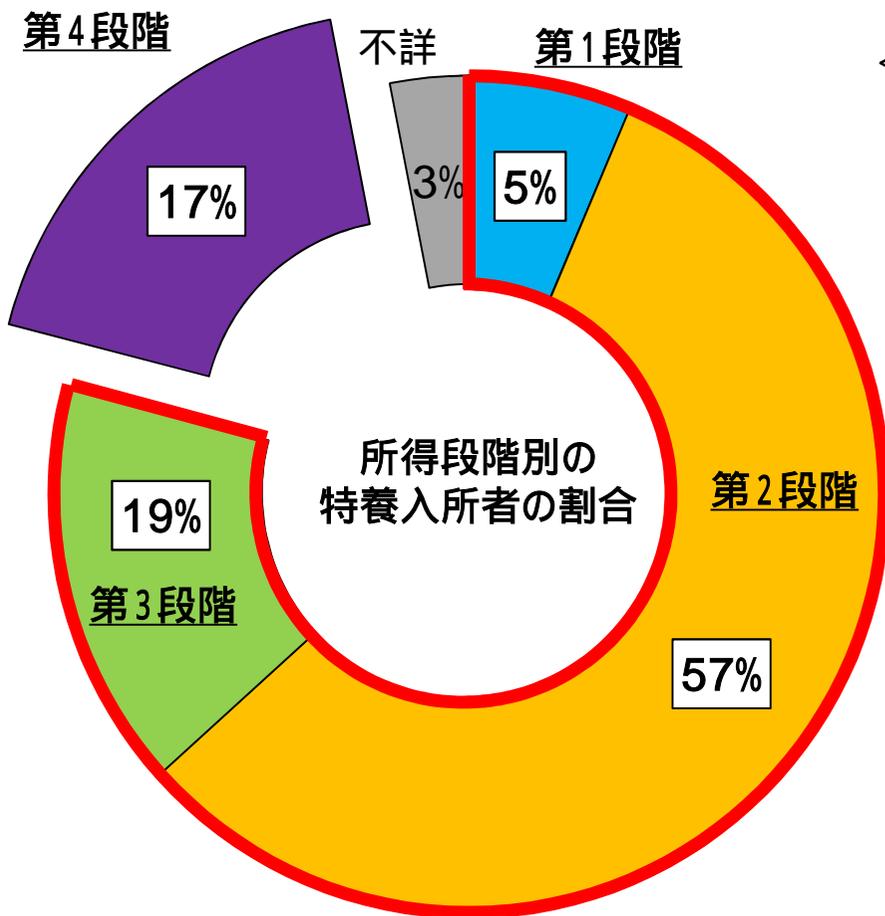


# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者の所得状況

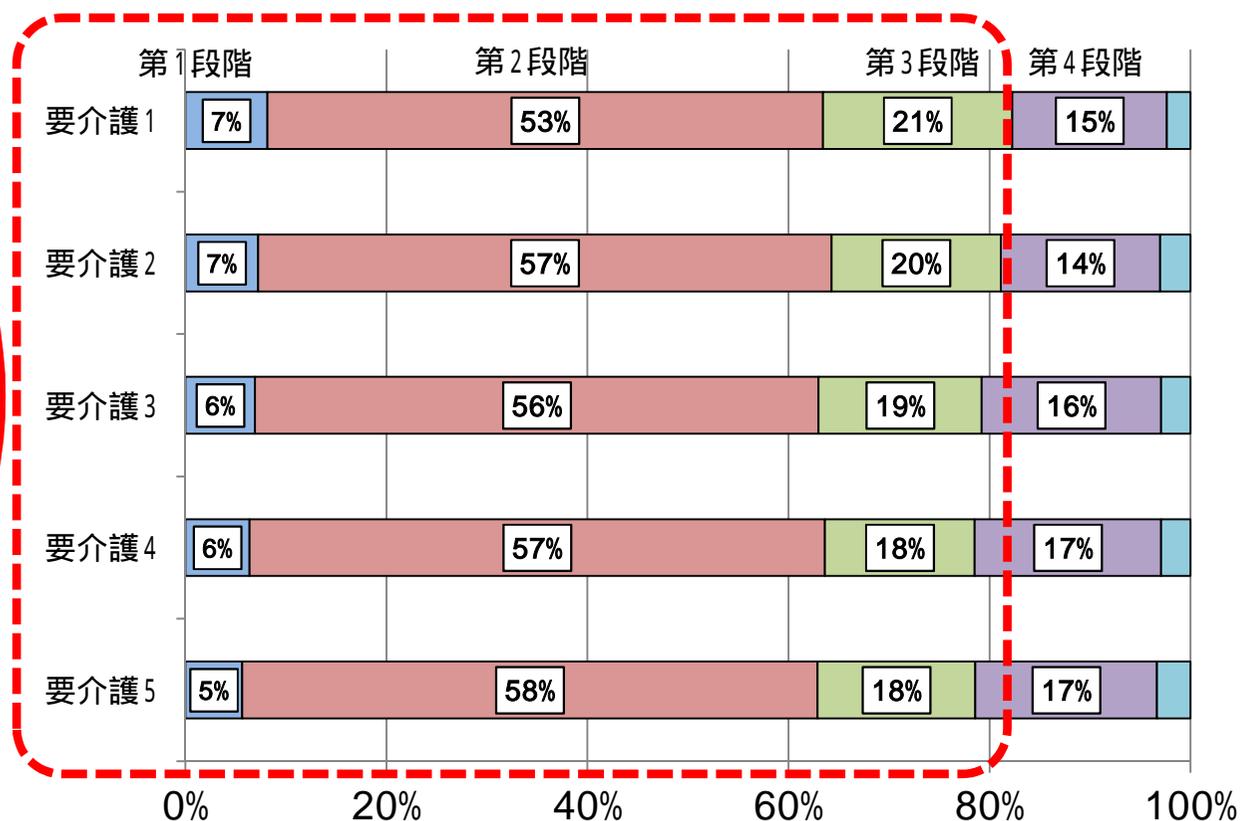
介護老人福祉施設の入所者のうち、低所得者（第1～3段階：市町村民税非課税世帯）は、全体の約80%を占めており、低所得の高齢者の入所が太宗を占めている状況。

（参考）所得段階別の第1号被保険者の割合（平成25年度介護保険事業状況報告）：第1～3段階：31.9%、第4～6段階：68.1%

各要介護度における所得段階別の割合には、重度者と軽度者とで大きな差異は見られない。



< 各要介護度における所得段階別の割合 >

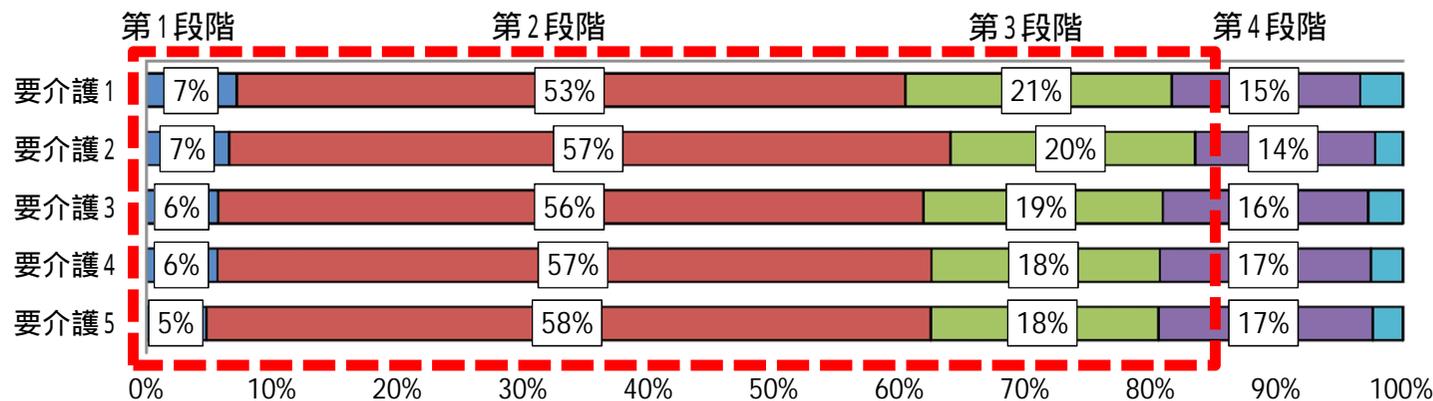


# (参考) 介護保険3施設の入所者の所得状況の比較

介護保険3施設を比較すると、低所得者(第1～3段階:市町村民税非課税世帯)の割合が最も高いのは介護老人福祉施設となっている。

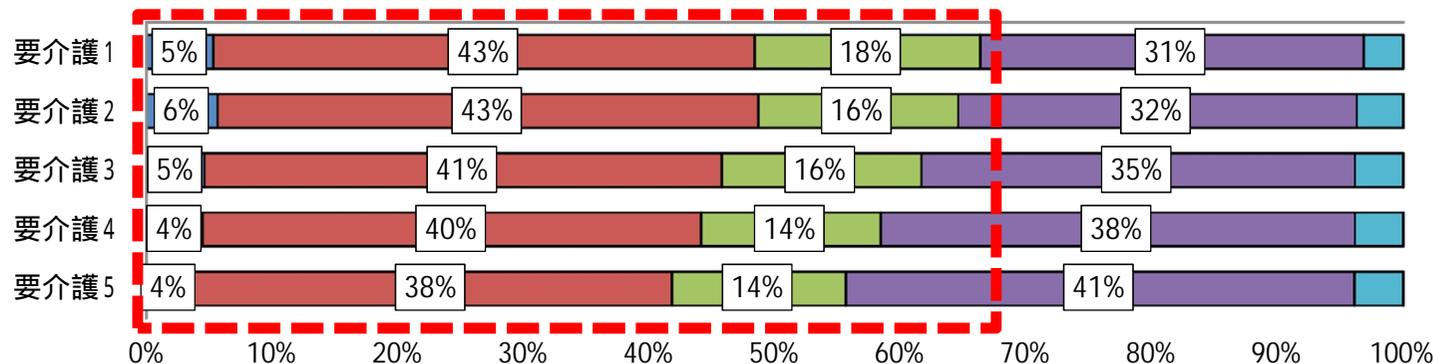
## 【介護老人福祉施設】

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	不詳
5%	57%	19%	17%	3%



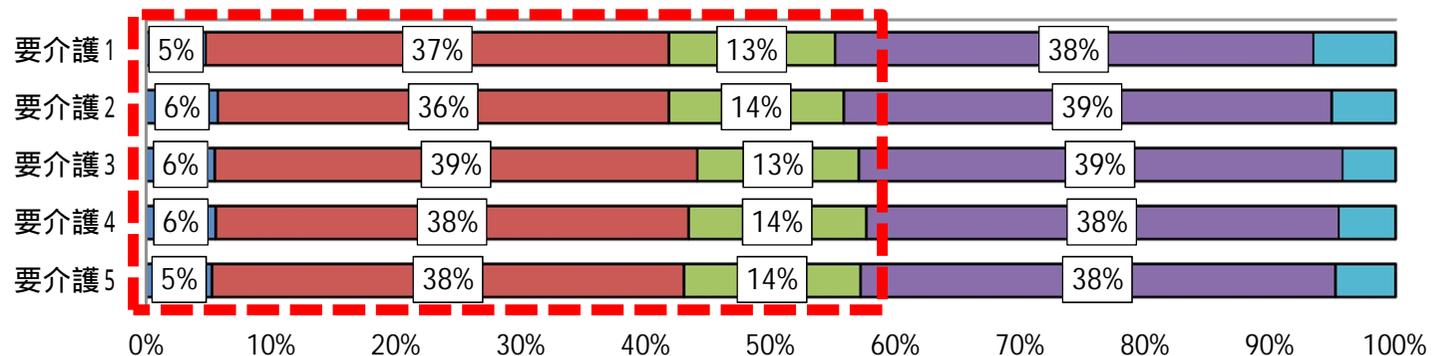
## 【介護老人保健施設】

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	不詳
5%	41%	15%	36%	4%



## 【介護療養型医療施設】

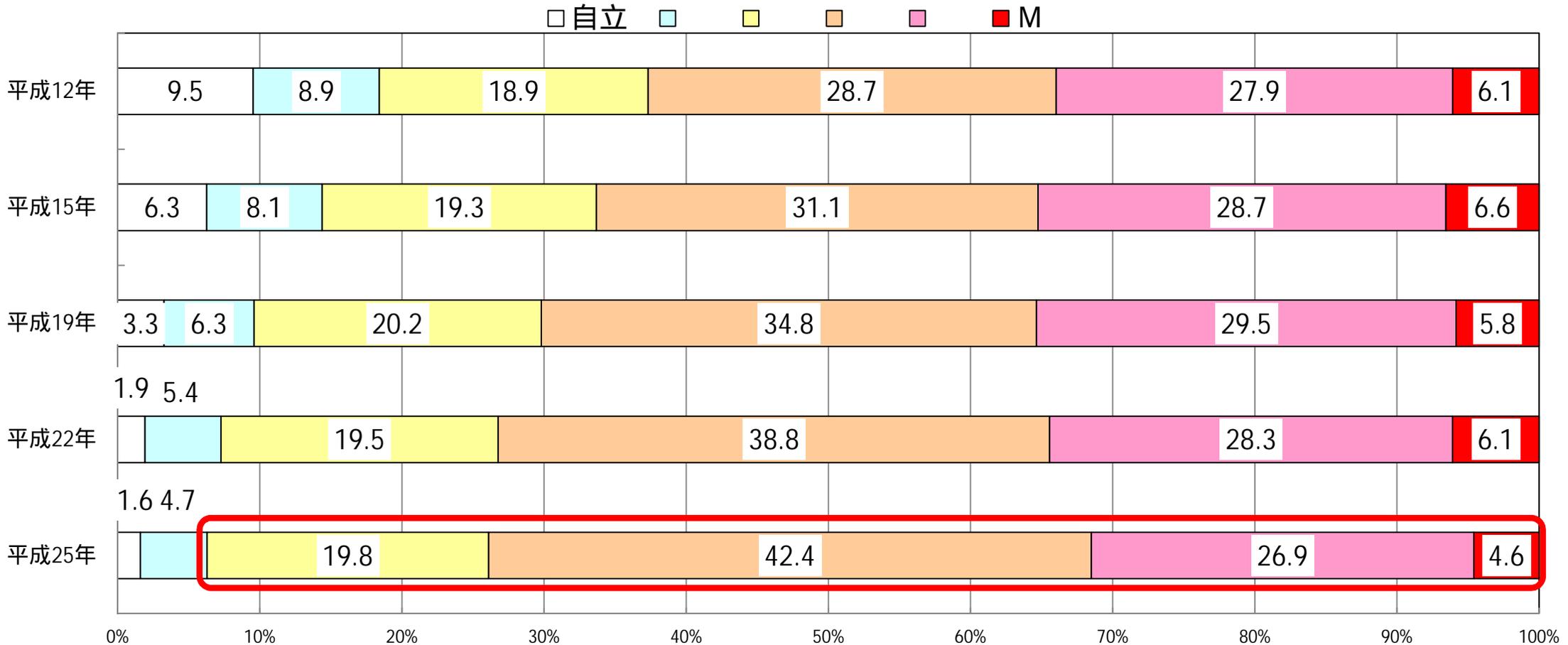
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	不詳
5%	38%	14%	38%	5%



# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における認知症高齢者の入所状況

介護老人福祉施設においては、年々認知症の重度化が進んでおり、平成25年度の「認知症高齢者の日常生活自立度」ランク 以上の入所者は約93.7%を占めている。

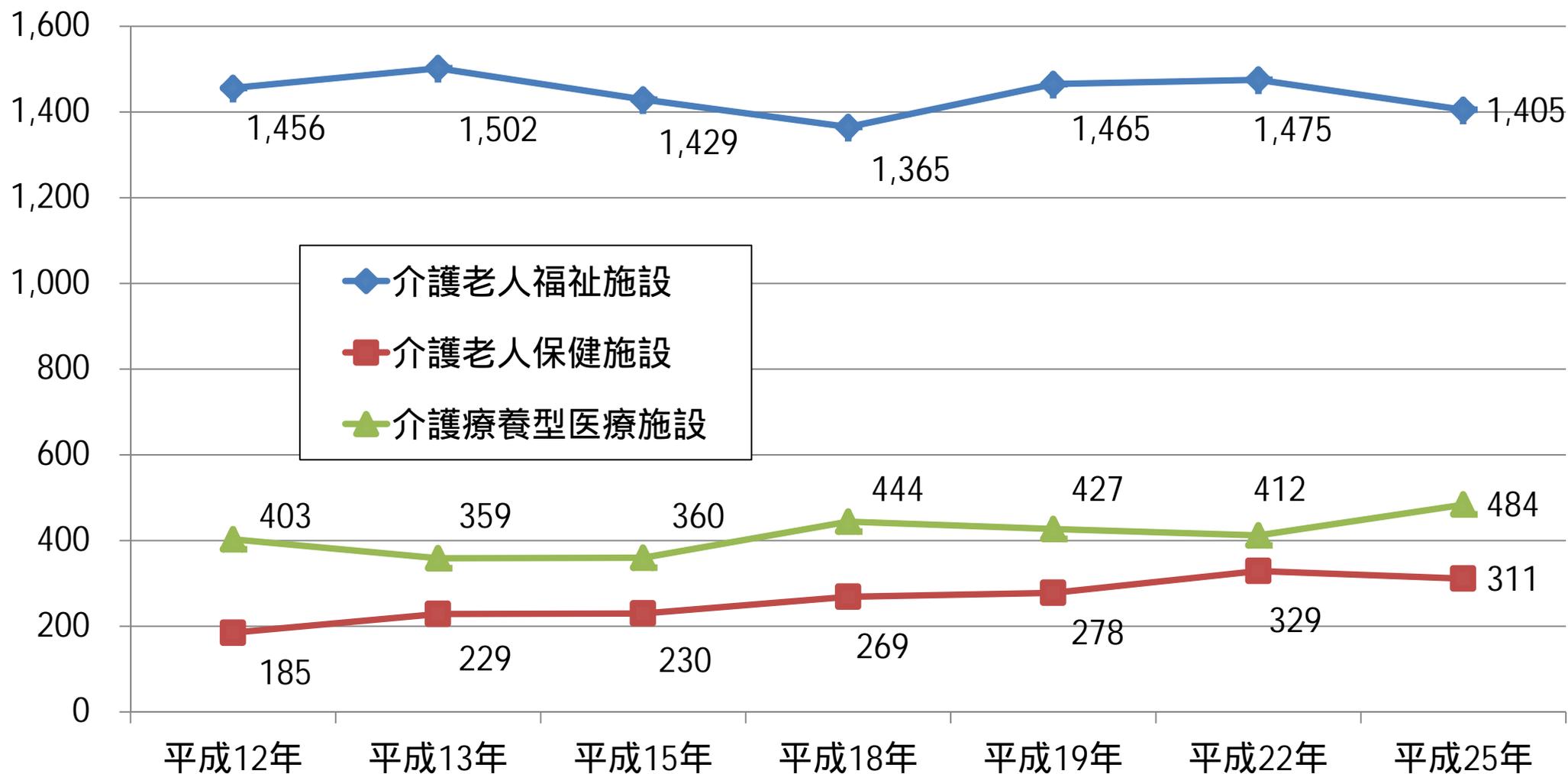
## ● 認知症日常生活自立度の推移（不詳を除く）



(出典：H25介護サービス施設・事業所調査)

# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の平均在所・在院日数

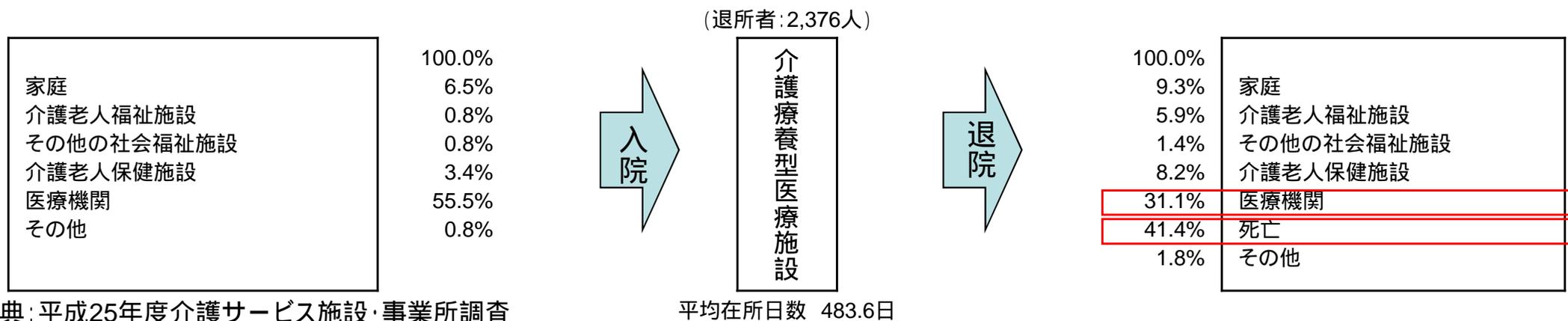
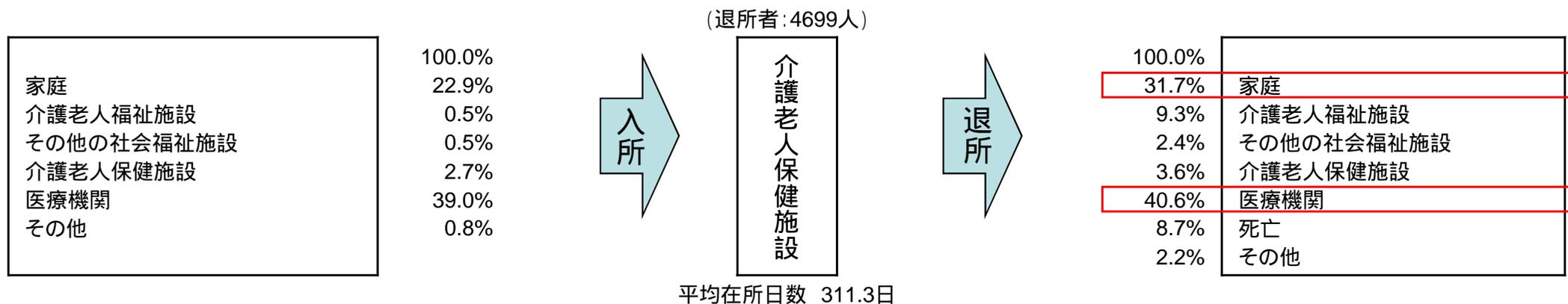
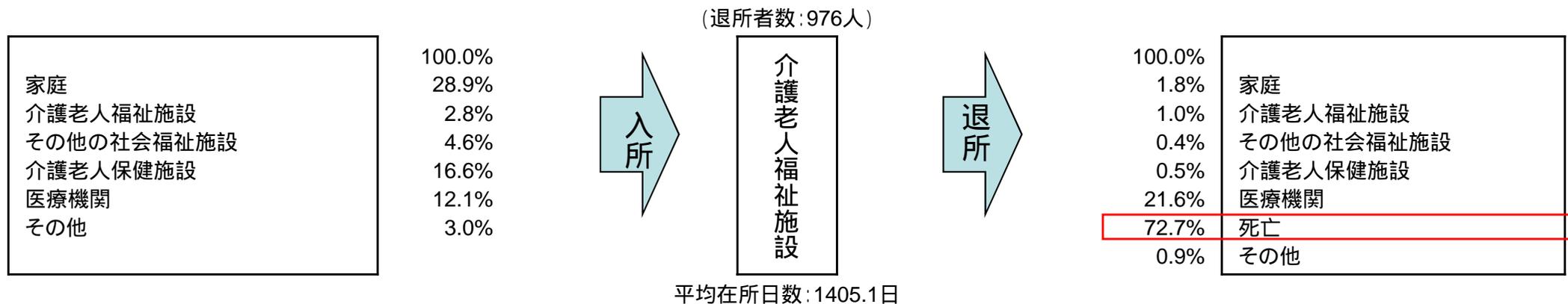
介護老人福祉施設の入所者の平均在所期間は、約4年となっており、他の介護保険施設と比べて長くなっている。



注) 平均在所日数の調査が行われた年度を記載。  
出典: 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

# 介護保険3施設における入所者・退所者の状況

介護老人福祉施設の退所者の70%以上が死亡を理由として退所している。



社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（抄）  
（平成25年12月20日）

特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）については、特養入所者に占める要介護3以上の割合は、年々上昇し、平成23年では約88%となっており、入所者の平均要介護度も年々上昇している。在宅で要介護4・5の特養の入所申込者は、平成21年の調査では約6.7万人となっており、重度の要介護者の入所ニーズにどのように応えていくかが大きな課題となっている。

（中略）

さらに、特養の重点化に伴い、今後、特養においては、医療ニーズの高い入所者への対応とともに、施設内での「看取り」対応が課題となる。看取り体制を一層強化していくため、特に夜間・緊急時の看護体制等、「終の棲家」の役割を担うための機能や体制等の医療提供の在り方について検討する必要がある。

# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の重点化（平成27年4月～）

平成27年4月より、原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化。【既入所者は継続して入所可能】

他方で、要介護1・2の方についても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に、入所することが可能。

## 【重点化の根拠条文】

### 介護保険法（抄）（平成9年12月17日法律第123号）（平成26年6月25日一部改正、平成27年4月1日施行）

#### 第8条（略）

21 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（略）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項及び第26項において同じ。）に対し、地域密着型施設サービス計画（略）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、（以下略）。

介護老人福祉施設（定員が30名以上）については、第8条第26項に同様の規定がある。

### ②介護保険法施行規則（抄）（平成11年3月31日厚生省令第36号）（平成26年12月12日一部改正、平成27年4月1日施行）

#### （法第8条第21項の厚生労働省令で定める要介護状態区分）

第17条の9 法第8条第21項の厚生労働省令で定める要介護状態区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第1条第1項第3号から第5号までに掲げる要介護状態区分とする。

#### （法第8条第21項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるもの）

第17条の10 法第8条第21項の居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものは、認定省令第1条第1項第1号又は第2号に掲げる要介護状態区分に該当する者であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるものをいう。

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項は、第1号から順に要介護1～要介護5について規定。

# 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（イメージ）

要介護3～5の入所申込者については、従前通りの取扱いにより「入所判定対象者」を選定。

要介護1・2の方が入所を申し込むこと自体を妨げるものではないが、「入所判定対象者」となるためには、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」が必要。その判断の際には、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等を実施。

その上で、「入所判定対象者」全体の中で、入所判定委員会において「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案して、最終的な入所者を決定。

## 施設への入所申し込み

入所判定対象者  
リスト①  
要介護3～5

入所判定対象者  
リスト②  
要介護1・2の特例入所対象者

従前通りの取扱い

心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる必要。

## 入所判定委員会による合議

## 入所決定

「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案し、入所者を決定（従前と同様）

### 【考慮事項】

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

### 【市町村の適切な関与】

市町村の独自の取組を妨げるものではない。

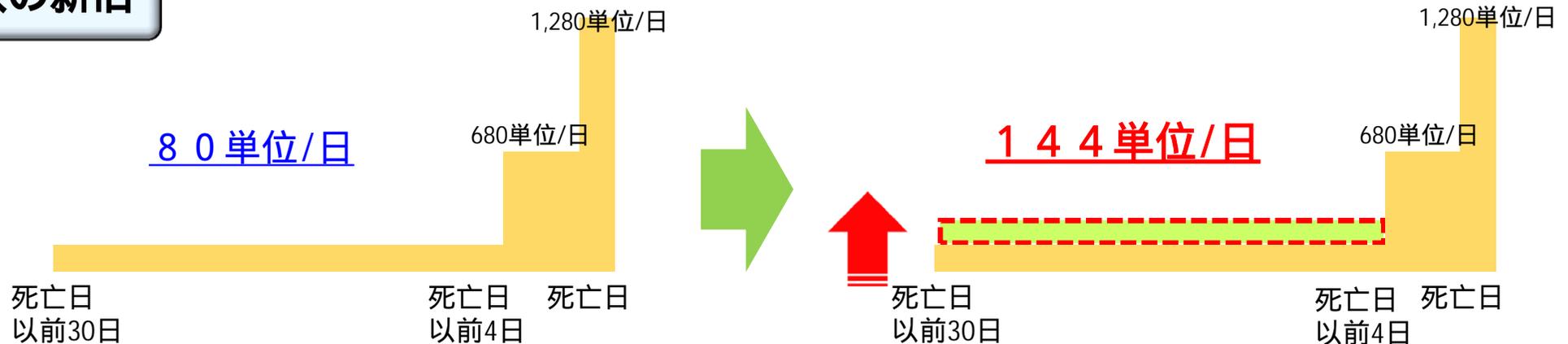
- ① 施設は、入所申込者に対して、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求める。
- ② 施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。
- ③ ②の求めを受けた場合、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。
- ④ 施設は、入所の必要性の高さを判断するに当たっては、改めて保険者である市町村に意見を求めることが望ましい。

# 【平成27年度介護報酬改定】看取り介護加算の充実（介護老人福祉施設）

## 概要

- 入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護福祉施設サービスにおける看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

## 点数の新旧



## 算定要件

### (施設基準)

- 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又は家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

### (利用者基準)

- 多職種が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、その内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
- 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、多職種の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

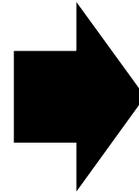
# 【平成27年度介護報酬改定】日常生活継続支援加算の見直し（介護老人福祉施設）

## 概要

- 平成27年度より介護老人福祉施設の新規入所者が原則として要介護3以上となること等を踏まえ、今後、更に、重度者等の積極的な受け入れを行うことを評価する観点から、重度者と認知症高齢者が「新規」入所者の一定割合以上を占める場合等に評価する形に見直す。

## 点数の新旧

1日当たり：23単位



1日当たり：  
36単位(従来型)  
46単位(ユニット型)

## 算定要件

- 介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者6に対して1以上。かつ、
- 以下のいずれかを満たす。

「新規」入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上

「新規」入所者のうち、認知症日常生活自立度 以上の占める割合が65%以上

たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上

(注)「新規」入所者は「算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者」である。

# 介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業

## 1. 調査の目的

介護保険施設等の利用者等への医療提供の適切な在り方について、医療保険との関係にも留意しながら、適切な実態把握を踏まえた必要な見直しの検討が求められている。本調査では、これらの検討に資する介護保険施設の利用者等の医療ニーズ及び医療提供の状況、介護保険施設における看取り、ターミナルケア等についての実態把握を行った。

## 2. 調査方法

有効回答率は右表のとおり。

医療療養病床の抽出に使用した名簿は、入院基本料等の施設基準について、厚生(支)局へ届出されたものを利用した。

サービス名	母集団	発出数	回収数	有効回答率(%)
介護老人福祉施設	7,328	2,000	798	39.5
介護老人保健施設	4,127	2,000	833	41.2
介護療養型医療施設	1,411	1,397	588	39.9
医療療養病床を有する医療機関	4,132	1,200	370	29.1

抽出方法は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は各2,000施設ずつ無作為抽出、医療療養病床を有する医療機関は1,200施設を無作為抽出、介護療養型医療施設は悉皆調査とした。自記式調査票(施設票、職員票、入所者票(各施設において全利用者の1/10無作為抽出、老人性認知症疾患療養病棟入院患者は全数)、看取り票(当該利用者全数))について郵送で配布・回収を行った。

以下、「医療療養病床を有する医療機関」は「医療療養病床」と略す。

## 3. 調査結果概要

介護老人福祉施設では、退所者に占める死亡退所者の割合が80%以上の施設が約5割であり、6か月間の死亡退所者がすべて施設内での死亡であった施設は約3割を占めた。介護老人保健施設では、死亡退所者の割合が20%未満の施設は約8割であり、死亡退所者がすべて施設内での死亡であった施設は9割近くを占めていた。

看取りの実施方針について、介護老人福祉施設、介護老人保健施設では約7割、介護療養型医療施設では約8割で「看取り期に入った入所者に対して看取りを行っている」との回答であった。また看取りを実施している場合、介護老人福祉施設、介護老人保健施設では8割以上が看取りの計画を立てていた。死亡者の主たる死因は、介護老人福祉施設・介護老人保健施設では「老衰」が約半数を占めていたが、介護療養型医療施設では「肺炎」「老衰」がそれぞれ約25%であった。

入院・入所者の要介護度をみると、介護療養型医療施設床で要介護4・5の者が約8～9割を占めており、他の施設類型に比べその割合が高かった。医療区分1の者の割合は、介護療養型医療施設では5割を超えたが、医療療養病床では約2割であった。

医療区分1で入院・入所が不要な者の内訳をみると、介護老人保健施設と医療療養病床では認知症高齢者の日常生活自立度が自立・の者の割合がそれぞれ17.2%、26.4%と、他の施設類型に比べて高かったが、その他の施設では大きな差異は認められず、認知症高齢者の日常生活自立度 a以上の者が90%以上を占めていた。また、介護療養型医療施設では要介護4・5の者が約8割を占めた。医療療養病床では医療区分1の入所者のうち、「自宅」が最も適切な生活・療養の場所である者の割合は23.6%であった。

# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設基準

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）より、人員・設備基準を中心に抜粋（下線あり...従うべき基準 下線なし...参酌すべき基準）。

## 人員基準

介護職員 又は看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</li> <li>・看護職員の数、入所者の数が             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)30人未満 常勤換算方法で1以上</li> <li>(2)30～49人 常勤換算方法で2以上</li> <li>(3)50～129人 常勤換算方法で3以上</li> </ul> </li> <li>・介護職員のうち常時1人以上は常勤の者</li> <li>・看護職員のうち1人以上は常勤の者</li> <li>・<u>昼間：ユニットごとに常時1以上の介護職員又は看護職員</u></li> <li>・<u>夜間及び深夜：2ユニットごとに1以上の夜勤専門の介護職員又は看護職員</u></li> </ul>
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員	常勤の者で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
栄養士 機能訓練指導員	1以上
介護支援専門員	専従・常勤の者で、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準）
<u>ユニットリーダー</u>	<u>ユニットごとに、常勤の者を配置</u>

## 設備基準

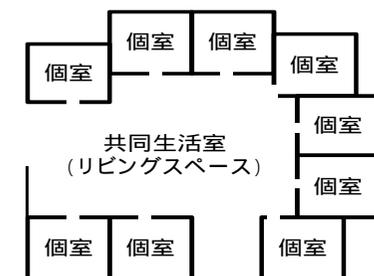
青字斜体はユニット型独自の基準

居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則定員1人</li> <li>・<u>1ユニットの定員はおおむね10人以下</u></li> <li>・<u>入所者1人当たりの床面積10.65㎡以上</u></li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備</li> </ul>
<u>共同生活室</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>いずれかのユニットに属すること</u></li> <li>・<u>床面積は、2㎡×ユニットの定員が標準</u></li> </ul>
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとか、<u>共同生活室ごとに適当数</u></li> <li>・要介護者が使用するのに適したもの</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとか、<u>共同生活室ごとに適当数</u></li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備とともに、要介護者が使用するのに適したもの</li> </ul>
医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法上の診療所とすること</li> <li>・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける</li> </ul>
廊下幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則1.8m以上</li> <li>・中廊下は2.7m以上</li> </ul>
浴室	要介護者が入浴するのに適したもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること</li> <li>・静養室は介護・看護職員室に近接</li> <li>・食堂及び機能訓練室の面積は3㎡×定員</li> </ul>

## （参考）その他の主な運営等に関する基準

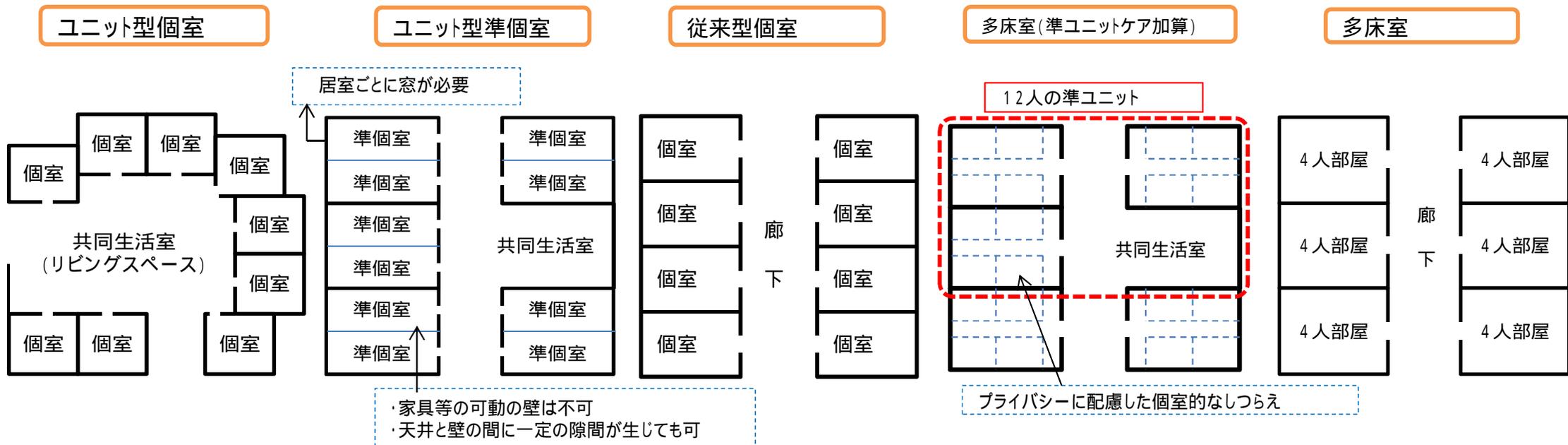
適切な介護サービスの提供	事故発生の防止・対応
衛生管理の実施	ケアマネへの利益供与の禁止
サービスの提供の記録	地域との連携
苦情処理・改善	虚偽広告の禁止
非常災害対策	定員の遵守
	など

## 【ユニット型の例】



この他、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）において、調理室を設けることとされている。

# 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の居室類型



	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室(準ユニットケア加算)	多床室
基準省令上の分類	ユニット型介護老人福祉施設		介護老人福祉施設		
居室環境	個室 + 共同生活室	準個室 + 共同生活室	個室	プライバシーに配慮した個室的なしつらえ + 共同生活室	4人部屋
人員配置	3:1 + ユニットごとに1人以上の介護・看護職員を配置		3:1	3:1 + ユニットごとに1人以上の介護・看護職員を配置	3:1
介護報酬(要介護5)	894単位/日	894単位/日	814単位/日	814単位/日 + 準ユニットケア加算: 5単位/日	814単位/日
補足給付(第2段階)	6.4万円/月 (居住費・食費) 光熱水費を含む		5.2万円/月 (居住費・食費) 光熱水費を含む	4.4万円/月 (居住費・食費) 光熱水費を含む	4.4万円/月 (居住費・食費) 光熱水費を含む
利用者負担(第2段階)	5.2万円/月	4.2万円/月	4.0万円/月	3.8万円/月	3.8万円/月
入所者全体に占める割合 (H25.10)	約31.0%	約0.3%	約6.9%	約0.5%	約61.3%

## ユニット型個室の整備の方針について

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
(平成27年3月18日厚労告70号)

都道府県は、**平成37年度**の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員(略)の合計数が占める割合については、50%以上(そのうち**地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70%以上**)とすることを目標として定めるよう努めるものとする。

< 介護老人福祉施設の個室ユニット化率(定員数)の推移 >

平成18年	14.8%
平成20年	21.2%
平成22年	25.4%
平成24年	32.3%
<b>平成26年</b>	<b>37.3%</b>

出典:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

なお、居室については、基準上、個室が原則となっているが、「参酌すべき基準」となっており、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、条例において異なる内容を定めることができる。

# 平成18年老人福祉法改正における有料老人ホーム制度の見直し

## 平成17年度まで

### 【入居者保護】

都道府県は調査権を持ち、入居者の処遇に問題があるとき等は改善命令等の措置

(社)全国有料老人ホーム協会による入居者基金制度(加入任意。倒産時に500万円を保証)

### 【有料老人ホームの定義】

常時10人以上

「食事の提供」を行っていること

## 平成18年度より

### 【入居者保護の充実】

帳簿の作成及び保存の義務化

重要事項説明書の交付義務化

前払金の算定基礎の明示

### 倒産等の場合に備えた前払金保全措置の義務化(最大500万円)

ただし、平成18年度前に設置されている有料老人ホーム等は除く

都道府県の立入検査権付与

改善命令の際の情報公表

(標準指導指針の改正)

契約締結日から概ね90日以内の契約解除の場合  
前払金を返還 平成24年法改正で義務化

### 【有料老人ホームの定義の見直し】

人数要件の廃止

提供サービス要件の見直し

食事の提供、 介護の提供、 洗濯、掃除等の家事、 健康管理  
のいずれかのサービスを行う施設を対象

# 有料老人ホームにおける前払金の保全措置の状況

## 前払金の受領施設数および保全措置の状況(平成27年度)

	有料老人ホーム 施設数	前払金を受領して いる施設数		前払金を受領し ていない施設数
			うち、保全措置が講じら れていない施設数	
平成18年4月1日 以降に設置	8,738	老人福祉法の義務付け対象(H18改正)		
		1,284	77 (1,284のうち、6%)	7,454
平成18年3月31日 以前に設置	1,889	義務対象外(標準指導指針による努力規定)		
		861	505 (861のうち、59%)	1,028

### <参考> 前払金の保全措置を講じていない法的義務違反の状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
違反施設の割合	19.9%	17.2%	11.7%	9.3%	6.0%

違反施設に対しては、検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるよう、都道府県等に随時要請している。

(平成28年4月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知など)

# 有料老人ホームに関する消費者基本計画の位置づけ

消費者基本計画工程表（平成28年7月19日 消費者政策会議決定）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
高齢者向け住まいにおける消費者保護	老人福祉法に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する【厚生労働省】					未届施設に対する地方公共団体の指導状況(指導の実施率)
	前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】					
	前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の徹底、入居者への情報提供の充実【厚生労働省、国土交通省】					
	(KPIの現状) 指導の実績率を現在集計中。 都道府県等に対して「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」を実施しており、未届施設の数や、指導状況等について調査を実施しているところ。					

# 都道府県等における有料老人ホームの情報開示の取組(努力規定)

## 有料老人ホームの設置運営標準指導指針(関係部分抜粋)

### 2 指導上の留意点(関係部分抜粋)

#### 情報開示、報告の徴収等

有料老人ホーム事業は、設置者と入居者の契約が基本となることから、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。特に、高齢者の多くは有料老人ホームにおいて提供される介護サービスに対して大きな期待を寄せていることから、当該有料老人ホームにおいて提供される介護サービスの内容、費用負担等について、重要事項説明書等において明確にするよう指導するとともに、重要事項説明書の交付及び説明の徹底、体験入居制度の実施、財務諸表及び事業収支計画書の開示等について、設置者に対し十分な指導を行われない。

また、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の提出を求めること等により、経営状況の把握を行い、届出時の事業収支計画と財務諸表に乖離がある場合には対処方針等を報告させるなど、適切な措置を講ずるよう指導するとともに、重要事項説明書、入居契約書、管理規程、入居案内パンフレット等について、定期的に又は変更の都度、提出を求め、表示と実態が乖離することのないよう指導されたい。

さらに、各都道府県においても、各有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開するよう努められたい。

## 有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について(通知)(関係部分抜粋)

### 3 有料老人ホームに関する情報提供等

各都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)においては、有料老人ホームから提出を受けた重要事項説明書について、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、もって利用者に対する情報提供に努められたい。

なお、重要事項説明書は、利用者に対する情報提供に資するという目的から最小限必要と思われる事項について示したものであり、利用者からの要望等を踏まえて、各都道府県等において、さらに付加することは差し支えない。

また、標準指導指針の2(6)中「各都道府県等においても、各有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開するように努められたい。」については、各有料老人ホーム設置者から、届出時及び毎年7月1日現在の情報開示の状況について報告を求め、都道府県等において別添様式「有料老人ホーム情報開示等一覧表」により作成するものとし、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、公開することにより、利用者に対する情報提供に努められたい。